

JJA コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

当協会は多業種・多業態の会員が加盟しているため、本ガイドラインは「新しい生活様式」定着に向けた基本的な取組み事項として作成しました。したがって各会員企業には、この基本的取組み事項を参考に、それぞれの会員企業の実態に即した、より具体的なガイドラインの作成をお願い致します。

1. 展示会会場及び店舗への来場・来店時の対策
 - 来場者の間隔をできれば2m空け、立ち位置の目印を付ける。
 - 来場口及び会場・店舗内各所に消毒備品等を設置する。
 - 来場者にマスク着用を徹底し、さらに、配布用マスクを用意しておく。
 - 来場者の検温を行い、発熱者に対しては来場を制限する。
 - 3密（密閉、密集、密接）にならないよう来場者数の制限に十分留意する。
2. 展示会場内及び店舗内での対策
 - 会場内・店舗内の座席や利用場所の配置を工夫し、人と人との間隔（できるだけ2m）を確保する。
 - 複数の人が使用する場所、茶器等はこまめに消毒・洗浄する。
 - チラシ・販促品などの配布は手渡しせず、机等に設置するなど、据え置き方式で行う。
 - 喫煙スペースがある場合、3密にならないよう、利用者数を制限する
3. 従業員の健康管理
 - 全従業員に対し、検温や感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日報告させる。
 - 体調不良の場合は休養を促し、勤務中に体調不良となった場合は、直ちに帰宅させて自宅待機とする。
 - 勤務中のマスク着用を促し、各所に消毒備品等を設置し、手洗い・手指消毒の徹底を図る。
 - 人員配置に配慮して、できるだけ2mの距離を保てるようにし、施設内の定期的な換気を行う。
 - 更衣室・休憩室には、入室者数制限を設けて、対面での食事や会話をしないよう徹底する。
4. 展示会場内、店舗内およびオフィスの環境整備
 - 不特定多数の人が触れる場所・器具類（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いて清掃・消毒を行う。
 - トイレでは、ハンドドライヤー利用や共有タオルの使用を中止し、出来る限り、ペーパータオルを設置する。
 - 鼻水などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて密閉した上で捨てるよう表示する。
 - ごみを回収する場合は手袋・マスクを着用し、手袋・マスクを脱いだ後の手洗い・手指消毒を徹底する。
5. 商品・備品の清掃・消毒
 - 展示会場内、店舗内で使用する什器備品には、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いて清掃・消毒を行う。
 - 宝飾品は性質の異なる素材を用い、様々な製造方法で作られているため、消毒に用いる材料の特定はできない。それぞれの宝飾品に合った方法で、常に清潔に保つこと。
6. 感染者発生時の対応
 - 万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を事前に整えておく。